

市政・県政モニター募集

市民・県民の皆さんが市政・県政に対して感じている自由で清新な意見を述べていただき、これを市政・県政に反映させるため、つぎの要領によって市政及び県政モニターを募集します。

《応募資格》

都留市内に居住している満二十歳以上（昭和五十六年四月一日現在）の方で、健全な常識と公正な判断力のある人。性別・学歴は問いません。ただし、つぎの方は応募できません。

○国会議員および地方公共団体の議会の議員。

○常勤の国家公務員および地方公務員。

○過去にモニターの経験のある人（市政モニターについては、県政モニター経験者でも可）

《任務》

市政・県政全般についての意見、要望などを随時お寄せいただくほか、アンケート調査にご回答をいただきます。また市長・知事との意見交換会などの出席。

《募集人員》

市政モニター 二十人以下
県政モニター 六人

《任期》

一年間

《応募期間および申込先》

○市政モニター

二月二十日（金）～三月十日（火）
都留市上谷一丁目一番一号
都留市役所企画課

☎（三）一一一―内線二二〇

○県政モニター

二月十三日（金）～三月三日（火）
都留市田原三丁目三番三号
南都留地方振興事務所

☎（三）一五一―

《申し込み方法》

市政モニターについては、企画課にあります申込用紙によって、県政モニターについては、官製ハガキに住所（郵便番号）・氏名（ふりがな）・生年月日・年齢・性別・職業（具体的に記入）・電話番号を明記してお申し込みください。なお、詳細につきましては、市役所企画課へお問い合わせください。



（市 営 住 宅）

権現原団地入居者募集

昭和五十五年建設の市営住宅の入居者をつぎの要領により募集いたします。

一、建設場所 都留市小野地内権現原団地

二、構造規格 鉄筋コンクリート造四階建 第一種住宅の三DK（二十四戸）

三、入居資格

(イ) 市内に住所または、勤務地がある者

(ロ) 現に同居し、または同居しようとする親族がある者

(ハ) 婚姻の届けをしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（婚姻予定者を含む）

(ニ) 収入基準の固定収入がある者（現に住宅に困窮している者）

四、収入基準
昭和五十五年中の総収入金額から所得税法・公営住宅法に定める各種の所得控除を差引した金額を十二か月で割り、月額が九万五千円以下であること。

五、選考方法
都留市営住宅入居者選考基準に従い、申し込み者多数の場合は、公開抽せんを行います。

六、申し込み期間
昭和五十六年二月十日（火）から三月五日（木）までの勤務時間中（平日午後五時・土曜日正午まで）

七、申し込み場所

市役所管理課管財係

八、入居時期
昭和五十六年三月下旬予定

九、家賃
二万五千元（月額）

不明な点は、電話等でお問い合わせください。

☎ 三一一―内線二一六

県 営 住 宅

県では、昭和五十五年建設の県営権現原団地の入居者の募集をつぎの要領で行なっています。

(一) 募集区分 二種一般向（二十四戸）

(一) 所在地 都留市小野地内
(二) 構造規模 鉄筋コンクリート造四階建 三DK

(三) 募集受付期間
二月十日（火）～三月十日（火）

(四) 募集受付場所
南都留合同庁舎内、都留土木事務所

(五) 申込方法
申込用紙及び関連用紙を都留土木事務所受取り、募集期間内に同所へ提出してください。なお、申込の資格・収入の資格等詳細については、都留土木事務所建築指導係（☎三一一―内線七四）へお問い合わせください。

▼ 市営住宅の見取り図

